

「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について(答申案)」に対するパブリックコメントの意見

1. はじめに

(地下水の特徴)

番号	御意見の概要	件数	意見に対する考え方
1	「しかし、一般に流動が緩やかで、汚染物質の希釈が期待できないという地下水の特徴から、いったん汚染されると、自然の浄化作用による水質の改善、回復は期待できない。」の部分について、科学的自然減衰の考え方があり、表現を変えてほしい。	1	御意見を踏まえ、以下のとおりとします。 「しかし、一般に流動が緩やかで、汚染物質の希釈が期待できないという地下水の特徴から、いったん汚染されると、多くの場合は、自然の浄化作用による水質の改善、回復は困難である。」

(水濁法改正の経緯と今回の検討の必要性)

番号	御意見の概要	件数	意見に対する考え方
2	今回の対策の在り方については、既に対応している事業所にとって過剰な対応を強いられることないよう、有害物質の漏洩や地下浸透の未然防止のために必要最低限の措置で最大の効果が表れるような施策を検討してほしい。	2	具体的な措置の内容については、本答申を基本として、さらなる検討の場を設け、関係業界の意見も十分反映しながら検討していく必要があり、その中でいただいた御意見を参考としつつ、検討されるものと考えます。
3	水濁法における有害物質は、その用途等から考えれば人に対して有用な物質でもあり、同時に容易に代替できないものも多い。したがって、水濁法における有害物質の有用性にも触れつつ、それを上回る程リスクが高いことを、定量的に示すべきと考える。また、『人に対する健康リスクが存在する。』の表現は不適切であり、リスクの高低として記載すべきである。	2	水濁法の有害物質については、人の健康の保護の観点から、我が国やWHO等の国際機関において検討され、集約された科学的知見や、我が国の公共用水域や地下水における検出状況等を基に中央環境審議会において審議し、評価した結果等を踏まえ、対象物質や対象物質毎の基準が設定されています。このため、このように設定された有害物質による地下水汚染を防止することは、国民の健康の保護及び生活環境の保全を図る上で極めて重要ですので、御理解をお願いします。
4	地下水汚染の原因に関する記載に関して、典型的に説明されており、有害化学物質を製造、使用する事業者が等しく該当箇所に記載されたような地下への浸透原因を発生させているような記載は、水濁法改正が必要であるとの蓋然性を十分に説明していない。地下水汚染未然防止の緊急性、必要性について、現在の汚染状況、現行規制での対策の限界、新たな措置による効果を含め具体的に説明すべきである。	15	平成元年の地下浸透規制等の導入以降も、有害物質の地下浸透による地下水汚染事例が確認され、その約3割で周辺井戸水の飲用中止の指導を行うなど、周辺への影響が認められたほか、汚染された地下水については、一部浄化対策等が実施されていますが、改善に至っていない事例が多くあること等から、地下水汚染の未然防止対策を実施する緊急性は高いものと考えています。 なお、御意見を踏まえ、「3. 地下水汚染の未然防止に係る対策・取組の現状」に、以下を追加します。 「このように現行の水濁法では、有害物質を含む排水の地下への浸透が規制されている一方で、確認されている地下水汚染事例の多くは意図しない状況で地下に浸透した結果によるものと推定されている。したがって、結果的にこのような非意図的な地下浸透の未然防止には十分な効果が上がっていないと考えられる。」
5	水濁法の本来の法目的である人の健康被害があったのかどうか不明である。この様な事例があれば示すべきであり、健康影響リスクが存在するというのであれば、明確なリスク評価が実施されているはずであり、健康影響リスク評価結果を明示した上で対応策を検討するべきである。	1	水濁法の有害物質については、人の健康の保護の観点から、我が国やWHO等の国際機関において検討され、集約された科学的知見や、我が国の公共用水域や地下水における検出状況等を基に中央環境審議会において審議し、評価した結果等を踏まえ、対象物質や対象物質毎の基準が設定されています。このため、このように設定された有害物質による地下水汚染を防止することは、国民の健康の保護及び生活環境の保全を図る上で極めて重要ですので、御理解をお願いします。
6	「未然防止の措置は、事業者が負担すべき費用の軽減につながるものである。」は、誇張した表現であり不適切と考える。	1	御意見を踏まえ、以下のとおりとします。 「予め未然防止のための措置を講じることは、事業者が負担すべき費用の軽減や安定した事業の継続につながるものである。」
7	「1. はじめに」に、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素による地下水汚染の状況や汚染原因についても記載すべきである。	1	本答申案は、環境大臣からの諮問を受け、工場・事業場が汚染原因となる地下水汚染を対象として対策を検討しています。 なお、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素による地下水汚染の状況や汚染原因については、別途検討が進められるものと聞いています。

2. 工場・事業場が汚染原因と推定される地下水汚染の現状

番号	御意見の概要	件数	意見に対する考え方
8	ハード対策が実施できない場合における対策を検討するため、また過剰な対応を回避するため、未然防止対策未実施が故の事象のみの評価ではなく、逆に個々の事業者において行われた、未然防止対策及び効果も評価し、施策検討すべきである。	1	第1回地下水汚染未然防止小委員会の資料5において、事業者が行った再発防止対策を示しています。 具体的な措置の内容については、本答申を基本として、さらなる検討の場を設け、関係業界の意見も十分反映しながら検討していく必要があると考えています。

3. 地下水汚染の未然防止に係る対策・取組の現状

(条例による地下浸透規制の現状)

番号	御意見の概要	件数	意見に対する考え方
9	地方公共団体が定める条例は、その地域の特性を考慮していることから、内容が若干異なっている場合がある。違反となる判断基準の統一など、さらなる検討が必要である。	1	条例は、法令とは別に、必要に応じて地方公共団体が個々に定めるものです。今後、地下水汚染の未然防止のための新たな措置が講じられた場合においても、同様と考えます。

(他法令による有害物質の漏洩防止に関する規制の現状)

番号	御意見の概要	件数	意見に対する考え方
10	答申案5ページ、14行目の「他法令による有害物質の漏洩防止に関する規制の現状」の箇所に、毒劇法の規制の現状を追加してほしい。また海洋汚染防止法、鉱山保安法等他の法令にも類似の規定があるので、記載を追加してほしい。	4	本答申で検討しているのは、水濁法に定める有害物質を直接製造、使用、貯蔵または処理する施設に対する構造、点検・管理に係る基準やそれらの遵守義務を法令レベルで定めている他法令についてであり、本答申案のとおりで必要十分と考えます。
11	消防法や毒劇法は有害物質の製造・使用するために必要な措置を講じさせるための規制であるが、化審法は製造時等の環境排出を規制することを法の目的としておらず、有害物質を製造・輸入させないための規制である。したがって、化審法では施設の構造・点検管理基準がないとすることは、あるべき基準が欠如しているという誤解を与えることになるので、当該箇所は削除すべきである。	1	御意見を踏まえ、以下のとおり、化審法に関する記述を削除します。 「なお、毒物及び劇物取締法等のその他の法律等においても、水濁法に定める有害物質の取扱いについての規制を定めているが、～」
12	他法令による措置との関係が分かり難いので、マトリクス図、表等により整理して示すとともに、関係する法令間での整合性を図り、同じ目的に対して二重規制にならないようにしてほしい。危険・有害物質の製造・貯蔵・取扱時における漏洩防止については、消防法や毒劇法等で規制されており、現行規制で不備な点があれば、現行規制を是正すべきである。	2	他法令による措置については、第3回小委員会の資料4に示しています。 各法律は、それぞれ異なる目的で定められていることから、基本的には二重規制にはならないものと考えます。 答申案に示した措置のうち、他法令で同等以上の措置が講じられている場合の制度上のそれぞれの取扱いについては、今後、答申を踏まえ、制度改正をする場合に、国において検討されるものと考えます。

4. 今後の地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について

(1) 基本的な方針

番号	御意見の概要	件数	意見に対する考え方
13	6ページにおいて、「有害物質」を「物質」に修正のうえ、p.6、27行目の文尾に「以後の文では地下水汚染を引き起こす物質を有害物質とする」を追加してほしい。	1	本答申案は、水濁法の有害物質による地下水汚染事例の実態を踏まえ、未然防止対策の在り方を示したもので、漏洩場所等まで特定又は推定できた事例においても、有害物質の漏洩・地下浸透が原因と推定されていることから、修正する必要はないと考えます。
14	地下水汚染の未然防止について、法令に基づく制度として位置付けることは不要である。	1	工場・事業場が汚染原因と推定される地下水汚染は、各地で発生しており、地下水汚染事例の実態から、地下水汚染を未然に防止するためには、施設設置場所等の構造に関する措置や点検・管理に関する措置が必要であると考えます。これらの措置については、これまで一部の実業者や業界団体において自主的に、または一部は他法令に基づき実施されているものの、依然として地下水汚染が各地で発生している状況にあることから、法令に基づく制度として位置付けることが必要と考えます。
15	今回提案されている施設設置場所等の構造に関する措置や点検・管理に関する措置について、全てを法による規定とするよりは、例えば、施設の届出は法的な義務付けを行うとしても、施設要件、点検要件等については、指針、ガイドラインといった位置付けとすべきである。	1	具体的な構造に関する措置、点検・管理に関する措置については、本答申を基本として、さらなる検討の場を設け、関係業界の意見も十分反映しながら検討していく必要があり、最終的には省令、指針などの形で示されるものと考えます。

(2) 地下水汚染の効果的な未然防止のための措置

番号	御意見の概要	件数	意見に対する考え方
16	新規と既存設備においては、対応方法が異なるので分けて対応してほしい。既存設備については、対応できない場合も考えられるので、構造に関する措置の代替措置として定期的な点検などを充当することとしてほしい。	25	<p>今回、水濁法による地下浸透規制にもかかわらず、近年においても工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が毎年継続的に確認されていること、それらの中には周辺住民が飲用を含めて利用している事例が含まれること、一方で地下水は将来にわたって保全すべき貴重な淡水資源であること等を踏まえ、地下水汚染の未然防止対策を審議し、その在り方について答申案として取りまとめたものであり、その必要性、重要性を御理解いただきたいと考えます。</p> <p>今回の取組は、地下水汚染の未然防止のためのもので、新規施設、既存施設を問わず取り組むべきものですが、既存施設については、対応に一定の期間が必要であることから、猶予期間を設けるとしています。なお、猶予期間の対象となる既存の施設については、構造に関する措置を適用するまでの間、構造に関する措置に代替する措置として、定期的な点検の頻度の増加等を義務づける措置を講ずるとしています。</p> <p>具体的な措置の内容については、本答申を基本として、さらなる検討の場を設け、関係業界の意見も十分反映しながら検討されるものと考えます。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、「5. 今後の課題と留意事項」の1)以下を追加します。</p> <p>「また、措置の具体的な内容は、既存施設における実施可能性にも配慮して定めること、及び業種や事業場毎に施設等の実態が異なること等を踏まえ、必要な性能を定めることを基本として検討する必要がある。」</p>
17	今回の規制強化が、これまで対策を実施していないものに対して、具体的対応方法を規定することにより強化するものであれば、従来、未然防止対策を実施するなど対応を図ってきた事業所については、個々に対応が十分であるかどうかとの判定をすべきである。 また、これらの対策が実施されている既存施設に対しては、点検管理で対応させていただく等の対応が必要である	1	具体的な措置の内容については、本答申を基本として、さらなる検討の場を設け、関係業界の意見も十分反映しながら検討していく必要があると考えています。その中で、これまでの事業者における対応等を勘案するものと考えます。

① 施設設置場所等の構造に関する措置

ア)有害物質を取り扱う施設の設備本体に付帯する配管等における漏洩防止(ア)とイ)両方のものを含む。)

イ)有害物質を取り扱う施設設置場所の床面、周囲等における地下浸透防止

番号	御意見の概要	件数	意見に対する考え方
18	構造的に関する措置について、告示等で設備の内容を国が細かく定めることは、業界や事業所ごとに設備が異なることから好ましくない。技術基準については性能規定の方向で動いており、この流れに逆行するべきではない。望ましい設備対応面では、ケースに応じて変わるもので、千差万別であり、柔軟な対応が阻害されないようにしてほしい。	14	具体的な措置の内容については、本答申を基本として、さらなる検討の場を設け、関係業界の意見も十分反映しながら検討されるものと考えます。 なお、御意見を踏まえ、「5. 今後の課題と留意事項」の1)に以下を追加します。 「また、措置の具体的な内容は、既存施設における実施可能性にも配慮して定めること、及び業種や事業場毎に施設等の実態が異なること等を踏まえ、必要な性能を定めることを基本として検討する必要がある。」
19	施設設置場所等の構造や施設設置場所の床面等は事業形態によって様々であり、一律の措置では対応が困難である。有害物質を含む汚水等の地下への浸透の有無を点検・管理により確認し、必要に応じて適切な対応を行うこととすべきであり、また、対応に当たっては各業界、事業所の状況を把握した上で柔軟な対応とすべき。	4	具体的な措置の内容については、本答申を基本として、さらなる検討の場を設け、事業形態が様々であること等を考慮の上、関係業界の意見も十分反映しながら検討されるものと考えます。
20	有害物質を取り扱う施設の設備本体に付帯する配管等に必要な措置に、配管を底面から離して設置することが困難な場合は、配管の付近に漏洩を検知するセンサー等を設置することを追加する。	1	御意見を踏まえ、以下のとおり、漏洩を検知する設備を設けることについて追記します。 「例えば目視で確認できるよう床面から離して設置するか、漏洩を検知する設備を設ける等、漏洩があった場合に漏洩を確認できる構造とすることが必要である。」
21	埋設配管及び一重殻タンクに構造に関する措置を適用する場合には、十分な猶予期間と設備投資に対する支援をお願いしたい。	1	事業者には何らかのインセンティブを付与するような方策をはじめとする支援策について検討する必要があると考えます。
22	6ページ、①施設設置場所の構造に関する措置より、p7、②点検・管理に関する措置の方が優先度が高いので、順序を逆にすべきである。	2	未然防止のための措置としては、構造に関する措置及び点検・管理に関する措置の両方が重要であると考えられ、記述の順序を逆にする必要はないと考えます。

② 点検・管理に関する措置

ア)点検の実施

イ)適正な作業・運転の実施

番号	御意見の概要	件数	意見に対する考え方
23	有害物質を取り扱う設備や排水系統の設備においては、取り扱う物質の濃度を考慮した上で点検および検査対象を設定すべきである。	1	比較的少量の有害物質の漏洩が長い期間継続することにより地下水汚染に至った事例が見られることから、取り扱う物質の濃度を考慮して点検及び検査の対象を設定することは適当ではないと考えます。
24	p8、1行目、「排水系統の設備の破損状況～定期的な点検及び検査を実施し」について設備の定義を明確にしてほしい。また、経済的に実行可能な点検及び検査方法が示される旨、記載してほしい。	1	「設備」としては、排水管や排水溝、排水貯留設備や沈降槽などを想定しています。また、措置の具体的な内容については、本答申を基本として、さらなる検討の場を設け、関係業界の意見も十分に反映しながら決めていく必要がある旨、「5. 今後の課題と留意事項」に記載しているところであり、この検討の場で御指摘の件も含めて検討されるものと考えます。

(3)対象施設等

番号	御意見の概要	件数	意見に対する考え方
25	適用対象外とする施設について、ガソリン等石油類の貯蔵施設に加え、危険物製造所及び危険物一般取扱所を追加してほしい。これらを対象外にできないのであれば、その根拠を明記すべきである。	2	<p>各法律は、それぞれの目的に応じて対象となる物質や施設等が異なります。今回の措置の対象となる貯蔵施設は、水濁法の有害物質を貯蔵する施設を考えているところであり、原則として、これに該当するものが措置の対象施設となることが適当と考えます。</p> <p>個別法令の制度上の取り扱いについては、今後、答申を踏まえ、制度改正が行われる場合に、国において検討されるものと考えます。</p> <p>なお、消防法で規定している「ガソリン等石油類」には、水濁法で規定している有害物質が含まれていることから、誤解のないよう「ガソリン等油類」とします。</p>
26	8ページ、(3)対象施設について、ガソリン等の石油類の貯蔵施設に加え、消防法の適用を受ける貯蔵所、製造所および取扱所についても適用除外してほしい。	3	
27	消防法以外の法令により答申案と同等の措置が規定されている物質の貯蔵施設(例えば高圧ガス保安法の適用を受けるアンモニア貯蔵施設等)について、対象施設に含まれない旨を明記してほしい。	1	
28	毒劇法の適用を受ける貯蔵設備については、厚労省通知(「医薬化発第0404001号(H15.4.4)、薬食化発第0602001号(H21.6.2)」)により消防法同様の漏洩・地下浸透防止措置が規定されていることから、毒物・劇物の貯蔵設備についても消防法貯蔵施設と同様の効果が期待されるので、今回の措置の対象外とすべきである。もし、製造所及び取扱所を対象外にできないのであれば、その根拠を明記すべきである。	1	
29	8ページ、(3)の文章の末尾に「また、海洋汚染防止法や鉱山保安法などの他法令により、(2)と同様の措置が規定されている施設についても同様に、今回の措置の対象施設には含まないこととする」を追記すべきである。	2	
30	「有害物質の貯蔵施設からの漏洩・地下浸透の事例が見られることから、それらについても対象とすることが必要である。」を「有害物質の貯蔵施設からの漏洩・地下浸透の事例が見られることから、施設で貯蔵する有害物質の性状及び数量に応じて、対象とすることが必要である」とすべきである。	1	漏洩した場合に地下水汚染が懸念されるような有害物質を貯蔵する施設について、数量にかかわらず規制の対象とすることが適当と考えます。
31	8ページ、13行目、「漏洩・浸透事例が多い」を「漏洩・浸透事例がある」に修正してほしい。	1	第1回地下水汚染未然防止小委員会の資料5において示したとおり、汚染原因行為等の終了時期が平成元年度以降の事例252件について、原因施設等を調査した結果、水濁法の特定施設に係るものと推定されたものが、158件(63%)となっていることから、修正する必要はないと考えます。
32	8ページ、14行目を下記のように修正願いたい。 「有害物質使用施設を上記(2)の措置の対象施設(特定施設)とすることが必要である。また、それに加え、有害物質の貯蔵施設(指定施設)からの漏洩・地下浸透の事例が見られることから、それらについても対象とすることが必要である。」	1	施設の取り扱いについては、今後、答申を踏まえ、制度改正が行われる場合に、国において検討されるものと考えます。
33	「有害物質の貯蔵施設」が対象施設となっているが、例えば有害物質を微量に含む原材料、燃料などを貯蔵している施設も該当するのか。貯蔵に関しては様々な場合が考えられるため、対象となる有害物質の濃度も含め、対象施設の定義を明確にしていきたい。	1	貯蔵施設は、有害物質の貯蔵を目的とする施設と考えていますが、今後、答申を踏まえ、制度改正が行われる場合に、国において検討されるものと考えます。
34	「貯蔵施設」とはどのようなものか、定義を明確にほしい。また一義的に貯蔵を目的とする施設に限定してほしい。	2	
35	(3)対象施設等について、「有害物質の貯蔵施設」、「施設以外の有害物質の貯蔵場所」及び「作業場所」については、それぞれの施設、場所の定義について、注釈等で解説すべき。	1	
36	規制対象施設として有害物質を取扱う施設を特定することとなるが、土壌汚染対策法で対象とする有害物質使用特定施設との共通化や、例えば化学物質管理法で対象とする含有濃度・あるいは量による対象の特定等、掘きり・対象施設の特定をし、無用にその対象範囲を広げることが無いことが必要。	1	地下水汚染の発生事例を踏まえ、水濁法に規定されている有害物質使用特定施設及び有害物質の貯蔵施設を措置の対象施設とすることが必要と考えます。

(4)その他

番号	御意見の概要	件数	意見に対する考え方
37	特定施設における有害物質の使用については、現状の届出においても既に届出されていることであり、今回の検討における届出義務の変更(届出項目の追加・内容・届出範囲等)にあたっては、事業者の過剰な負荷とならないようお願いしたい。	1	事業者の過剰な負担とならないようにすることが必要であると考えていることから、「5. 今後の課題と留意事項」に、今回の措置に係る届出等の事務手続きに要する事業者の負担を可能な限り軽減する必要がある旨記述しています。
38	構造に関する措置について、既設施設は対象外としてほしい。	1	地下水汚染の未然防止のためには、新設、既設を問わず対象とすることが必要と考えます。
39	既設施設への適用について、猶予期間は、既設施設の改修・更新時までとしてほしい。	2	猶予期間は、新たな措置の実施に要する期間を配慮して設定することが必要と考えます。
40	既設施設への適用について、猶予期間は、1～2年では困難な場合もあり得るので、現実に即した配慮が必要である。技術的実効性を考慮して設定する必要がある。	2	
41	猶予期間としては、マニュアル等の作成、周知徹底、理解、さらに施工実施等対策を取ることができるまでの期間を十分に考慮いただきたい。またこの期間内における改善命令等の発動が行なわれないよう十分に斟酌してほしい。	1	
42	既存施設に対する措置について、その影響範囲の地下水が飲用に供されているかも考慮することが必要。	2	国民の健康及び生活環境への影響を防止し、将来にわたって地下水の良好な水質を維持・保全する観点から、早急に追加的な制度を構築することが必要であり、制度構築にあたっては、影響範囲の地下水の飲用の有無にかかわらず地下水汚染を防止することが必要と考えます。
43	答申案8ページの「(4)その他」の末尾に、「(2)地下水汚染の効果的な未然防止対策のための措置によって、地下水汚染事例が減少することが期待される」と明記してほしい。	1	御意見を踏まえ、「6. おわりに」に以下を追加します。「上記の措置が円滑に実施されることによって、有害物質による地下水汚染事例が減少することが期待される。」

5. 今後の課題と留意事項

番号	御意見の概要	件数	意見に対する考え方
44	内容は全面的に賛成で、新規設備に対し規制を設けるのは問題ないと思われる。ただし、既存設備に対して地下配管を地上配管へ変更するなどの予防対策を義務づける場合、対応のための猶予を適用するだけでなく、国による改修費用に関する補助制度などを考慮しないと、有効な規制にならないおそれがある。	1	国及び地方公共団体において、中小規模事業者が対応できるようわかりやすいマニュアル等を作成するなど、可能な範囲で事業者を支援することが必要であると考えます。
45	今後の措置内容の具体的検討は、事業者や設備メーカー等の実務者参画の上で、施設の実態把握や検討措置内容の実現性・実効性について十分な検討を行うことが必要である。	4	未然防止対策のための措置の具体的な内容については、本答申を基本として、さらなる検討の場を設け、関係業界の意見も十分反映しながら検討されるものと考えます。
46	9ページ、2)の4行目、「一方、中小規模の事業者に係る他の関係者も、中小規模の事業者の業種、業態に応じて適切に対応できるよう、協力していくことが期待される。」と改めるべきである。	1	御意見を踏まえ、以下のとおりとします。「一方、中小規模の事業者の団体をはじめ関係者においては、中小規模の事業者の業種、業態に応じて適切に対応できるよう、積極的な役割を果たすことが期待される。」
47	p9、2)の3行目、「中小規模の事業者の取組に配慮する必要がある。」とあるが、零細規模の事業者に対する配慮をどのようにするのか。	1	中小規模の事業者には、零細規模の事業者も含まれているものと考えます。

その他全般的意見

番号	御意見の概要	件数	意見に対する考え方
48	当委員会での地下水汚染の未然防止はどのレベル(発生確率と影響度)で抑えること目指しているのか教えてほしい。	1	水濁法の有害物質については、人の健康の保護の観点から、我が国やWHO等の国際機関において検討され、集約された科学的知見や、我が国の公共用水域や地下水における検出状況等を基に中央環境審議会において審議、評価した結果等を踏まえ、対象物質や対象物質毎の基準が設定されています。このため、このように設定された有害物質による地下水汚染を防止することは、国民の健康の保護及び生活環境の保全を図る上で極めて重要ですので、御理解をお願いします。
49	過去の汚染状況の羅列だけでは、現行規制・自主的取組での対応が不十分であるという理由にはならない。地下水汚染の未然防止のための新たな措置が、なぜ今必要であるのかが分かるように、現行規制・自主的取組での限界や問題点などしっかり説明すべきである。	1	平成元年の地下浸透規制等の導入以降も、有害物質の地下浸透による地下水汚染事例が確認され、その約3割で周辺井戸水の飲用中止の指導を行うなど、周辺への影響が認められたほか、汚染された地下水については、一部浄化対策等が実施されているが、改善に至っていない事例が多くあること等から、地下水汚染の未然防止対策を実施する緊急性は高いものと考えています。
50	地下水汚染の実態調査結果の原因が工場・事業場とされているが、廃棄物として事業場外に移動している有害物質も多くあり、これらの処理施設、貯蔵施設からの汚染に関しても調査を行い必要な対策を設定すべきである。	1	廃棄物として事業場外に移動している有害物質については、別途「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき規制されるべきものであり、本小委員会では検討していません。
51	本答申案においては、地下等である種の化学物質が分解することにより汚染物質が生成されることについて触れられていない。実際に、トリクロロエチレン等の分解により塩化ビニルモノマー、1,2ジクロロエチレンが生成される事例があることから、このような分解生成物による汚染についても言及すべきである。また、その場合、汚染の原因となる化学物質(分解前の化学物質)について必要な汚染防止措置を検討すべきであり、汚染源であることを示すデータのない当該物質を扱う事業者等は、規制の合理性を担保する観点から、規制の対象としないことを明記すべきである。	4	本小委員会は、有害物質による地下水汚染を防止するため、御指摘のトリクロロエチレン等を含む有害物質全般について地下浸透を未然に防止するための措置等について検討しています。 分解生成物である塩化ビニルモノマー等の個別物質の規制等については、他の専門委員会で審議されています。
52	本答申案において、副生物、流入物、コンタミについての取扱いに関する言及がない。これらを対象とするに当たっては現状を踏まえ、実効性の担保が図れるよう十分な配慮が必要である。	2	
53	第3回地下水汚染未然防止小委員会において配布された資料6「地下水汚染経路と対応の概念図」を答申案に添付願いたい。ただし、脚注「構造に関する措置の検討」と「点検・管理に関する措置の検討」を「構造に関する措置」および「点検・管理に関する措置」に修正願いたい。	1	御意見を踏まえ、答申内容を理解していただけるよう、参考資料として、図等を添付することとします。
54	養鶏施設において、ふん尿をおがくずに染み込ませて堆肥化した後の洗い水もBODが非常に高い。これらの汚水を微生物により処理してきたが、動植物の生育等に様々な有用性を有しており、生態系を豊かにする資源となる。共生できる環境に改善、管理していかなければならない。	1	本答申案は、水濁法の有害物質による地下水汚染事例の実態を踏まえ、未然防止対策の在り方を示したものです。